

寄 附 行 為

設立許可 昭和57年 8月 1日

変更認可 平成11年12月27日

変更認可 平成16年 7月30日

変更認可 平成22年 3月31日

財団法人 国民公園協会

財団法人国民公園協会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人国民公園協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区皇居外苑1番1号に置く。

2 協会は、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑（以下「国民公園」という。）の由緒ある沿革を尊重し、その特性に照らし、風致を保存するとともに、その美化と適正な利用を図ることにより、国民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民公園の保存及び利用に関する事業
- (2) 国民公園の利用者に対する便宜の供与に関する事業
- (3) 国民公園の保存及び利用に係る啓発に関する事業
- (4) 国民公園の維持管理に関する業務の受託
- (5) 国民公園で行われる政府の行事及び国民公園に関する政府の施策への協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品

- (3) 会費収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 国、地方公共団体等からの委託費
- (7) 助成金及び補助金
- (8) その他の収入

(資産の種別)

第6条 協会の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 協会の設立に際して基本財産とされた資産
- (2) 協会の設立後基本財産とすることを指定して寄附された資産
- (3) 理事会で基本財産に編入することを議決した資産
- (4) 皇太子御結婚記念大噴水（以下「大噴水」という。）の維持管理のための資産

3 運用財産は、基本財産以外の資産をもって構成する。

(資産の管理)

第7条 協会の資産は、会長の命を受け理事長が管理する。

2 資産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を経、かつ、環境大臣の許可を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

4 前3項に定めるもののほか、資産の管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第8条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、会長に提出する。会長は、これを毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、環境大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、事業計画及び収支予算の変更について準用する。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査を受け、会長に提出する。会長は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(収支予算外の義務負担又は権利の放棄)

第12条 収支予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 毎会計年度の決算において剰余金を生じたときは、会長は、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に編入し、又は翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(特別会計)

第14条 協会は、収益事業を行うためその他の理由により、必要があるときは、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

2 大噴水の維持管理に関する事業の会計は、特別会計とする。

3 協会の特別会計は、収支予算及び収支決算上明確に区分して計上しなければならない。

(収益等の使用制限)

第15条 前条第1項及び第2項の特別会計から収益又は剰余金を生じたときは、会長は、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に編入し、又は翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第4章 役員及び評議員

(役員及び評議員の種別)

第17条 協会に次の役員及び評議員を置く。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 常務理事 | 1名 |
| (5) 理 事 | 10名以上15名以内 |
| (6) 評 議 員 | 15名以上20名以内 |
| (7) 監 事 | 3名以内 |

(役員及び評議員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

- 2 評議員は、理事会で選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 会長、副会長及び理事長は、理事会で互選する。
- 5 常務理事は、理事の中から理事長が任命する。

(役員及び評議員の職務)

第19条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、理事会の承認を経て担当することとされた支部を代表するとともに、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 理事長は、協会を代表し、会長の命を受けて協会の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、協会の業務を掌理するとともに、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定める職務を行う。
- 6 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事会の諮問に応じ必要と認める事項について助言する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は環境大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第30条又は第34条の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員及び評議員の任期)

第20条 協会の役員及び評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び評議員の任期は、それぞれ前任者又は他の役員若しくは評議員の残任期間とする。

3 役員及び評議員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員及び評議員の解任)

第21条 役員及び評議員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により役員及び評議員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員及び評議員たるにふさわしくない行為があったとき。

(役員及び評議員の報酬)

第22条 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、理事長又は会長が理事会の議決を経て指定する役員は、有給とすることができる。

2 前項の規定により有給とされた役員の報酬の額は、会長が理事会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第23条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。

(顧問の職務)

第24条 顧問は、会長の諮問に答え、又は会長に対し意見を述べることができる。

(参与の職務)

第25条 参与は、第35条に定める職務を行う。

(任期)

第26条 顧問及び参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された顧問又は参与の任期は、それぞれ前任者又は他の顧問若しくは参与の残任期間とする。

(報酬)

第27条 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 会 議

(会議の種別)

第28条 協会の会議は、理事会(定例理事会及び臨時理事会)、評議員会及び運営委員会の3種とする。

(理事会)

第29条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

2 定例理事会は、毎会計年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 第19条第7項第4号の規定により監事から会議の目的である事項を示して理事会招集の手続きがあったとき。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長の同意を経て、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数及び議決)

第32条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の出席理事に議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2項の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的である事項及びその内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 理事の氏名
- (4) 会議に出席した理事の氏名
- (5) 議事の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及び会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印のうえ、事務局に保存する。

(評議員会)

第34条 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事会で評議員会の意見を聞く必要があると認められた事項を審議し、又は必要に応じて意見を述べることができる。

- 2 第32条及び前条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 3 評議員会は、必要に応じ、理事長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会の議長は、評議員会で互選する。

(運営委員会)

第35条 協会の支部に、当該支部の業務に関する重要事項を審議させるため、理事会の議決を経て、運営委員会を設けることができる。

- 2 運営委員会は、当該支部を担当する副会長及び会長が指名する理事、評議員及び参与をもって構成する。この場合において、当該副会長は、指名に先立って、当該理事、評議員及び参与の同意を経るものとする。
- 3 運営委員会の招集、議決等について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第7章 事務局等

(事務局)

第36条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 協会の事務局は、本部並びに皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑に置く支部とする。
- 3 この寄附行為に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(備付け書類及び閲覧)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告書等
 - (6) 理事会議事録及び評議員会議事録
- 2 協会は、次に掲げる書類を原則として一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告書等

第8章 会 員

(会 員)

第38条 協会の目的に賛同する個人、団体又は法人は、協会の会員となることができる。

2 会員は、会長が理事会の議決を経て定める会費を納めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を経、かつ環境大臣の認可を受けて変更することができる。

(解 散)

第40条 協会は、民法第68条第1項第3号又は第4号に掲げる事由による場合を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ環境大臣の認可を受けたときに解散する。

(残余財産の処分)

第41条 協会の解散時に存する残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、環境大臣の許可を受けて、協会と類似の目的を持つ他の公益団体に寄附するものとする。ただし、大噴水の維持管理に係る財産は、国に寄附しなければならない。

第10章 補 則

(施行細則)

第42条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、内閣総理大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、この寄附行為の効力の発生の日から昭和58年3月31日までとし、協会の設立当初の会計年度における事業計画及び収支予算は、第9条の規定にかかわらず、別紙によるものとする。
- 3 協会の設立当初の役員は、第17条の規定にかかわらず、別表に掲げる者とし、任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

附 則

改正後の寄附行為は、内閣総理大臣の認可があった日（平成11年12月27日）から施行する。

附 則

変更後の寄附行為は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- 1 平成16年7月30日付環境大臣から認可のあった改正後の寄附行為は、平成16年8月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第5号及び6号の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の寄附行為の施行時における役員及び顧問の任期は、改正後の第20条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協会の平成16年度の会計年度は、改正後の寄附行為第16条の規定にかかわらず、平成16年4月1日から同年12月31日までとする。

附 則

平成22年3月31日付環境大臣から認可のあった後の寄附行為は、平成22年3月31日から施行する。